

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

総額1.6兆円規模で徹底的に支援



設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応



経営環境の整備

相談窓口の設置等で経営を下支え



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネット
マガジンの登録



 e-中小企業ネットマガジン で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁
Twitterのフォロー



 @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



目次

- ◆ 新着情報 …… 2
- ◆ 経営相談窓口の開設 …… 3

第1章 資金繰り支援

- ◆ 資金繰り 支援内容一覧 …… 4

【信用保証】

- ◆ セーフティネット保証4号・5号 …… 5
- ◆ 危機関連保証 …… 6

【融資/一般】

- ◆ 無利子・無担保融資
 - 新型コロナウイルス特別貸付 …… 7
 - 商工中金による危機対応融資 …… 8
 - 特別利子補給制度 …… 9
- ◆ マル経融資の金利引下げ …… 10
- ◆ セーフティネット貸付の要件緩和 …… 11

【融資/生活衛生関係】

- ◆ 融資制度一覧 …… 12
- ◆ 無利子・無担保融資
 - 生活衛生新型コロナウイルス特別貸付 …… 13
 - 特別利子補給制度 …… 14
- ◆ 衛生環境激変対策特別貸付 …… 15
- ◆ 生活衛生改善貸付の金利引下げ …… 16

【その他】

- ◆ 金融機関等への配慮要請 …… 17

第2章 設備投資・販路開拓支援

【生産性革命推進事業】 …… 18

- ◆ ものづくり・商業・サービス補助 …… 19
- ◆ 持続化補助 …… 20
- ◆ IT導入補助 …… 21

第3章 経営環境の整備

【下請取引】

- ◆ 下請取引配慮要請 …… 22

- ◆ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請 …… 23
- ◆ 官公需における配慮要請 …… 24
- ◆ 下請Gメンによる実態把握 …… 25

【雇用関連】

- ◆ 雇用調整助成金の特例措置 26、27
- ◆ 小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け） …… 28
- ◆ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け） …… 29
- ◆ 個人向け緊急小口資金等の特例 …… 30
- ◆ 休業や労働時間変更への対応 …… 31
- ◆ 都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮 …… 32

【厚生年金】

- ◆ 厚生年金保険料等の猶予制度 …… 33

【税の申告・納付】

- ◆ 税務申告・納付期限の延長 …… 34
- ◆ 国税の納付の猶予制度 …… 35
- ◆ 地方税の猶予制度 …… 36

【電気・ガス料金】

- ◆ 電気・ガス料金の支払いについて …… 37

【テレワーク】

- ◆ テレワークに関する情報提供 …… 38
- ◆ テレワーク導入支援策 …… 39

【海外関連】

- ◆ 現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口 …… 40
- ◆ 輸出入手続きの緩和等について …… 41

- ◆ リンク集 …… 42

新着情報

3月19日 20:00時点

第3章 経営環境の整備

【電気・ガス料金】

- ◆ 電気・ガス料金の支払いについてを追加（37ページ）

【テレワーク】

- ◆ テレワークマネージャー派遣事業の情報を更新（39ページ）

3月24日 20:00時点

第1章 資金繰り支援

【信用保証】

- ◆ セーフティネット保証5号について、令和2年度第1四半期分の対象業種を公表（5ページ）

第3章 経営環境の整備

【税の申告・納付】

- ◆ 地方税の猶予制度を追加（36ページ）

リンク集

- ◆ 政府系金融機関、信用保証協会のHPを掲載（42ページ）

経営相談窓口の開設

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介します。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

➡ 平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日のご相談

※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>



資金繰り 支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

信用保証

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。

※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

4号：100%保証 (全都道府県)

5号：80%保証 (指定業種)

別枠 (2.8億円) は共有

危機関連保証：100%保証 (全国・全業種)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9引下げ

金利引下げなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付

危機対応融資

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし



特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

また、小規模事業者※であれば、

マル経融資

を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。

※商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：3月23日に、令和2年度第1四半期分の対象業種を公表しました。これまで追加指定してきた業種も含めて587業種が指定対象となります。具体的な指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日の連絡先については、3ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会
経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」
または右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日の連絡先については、3ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

無利子・無担保融資

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。3月17日より制度適用開始。

【**融資対象**】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【**資金の使いみち**】運転資金、設備資金 【**担保**】無担保

【**貸付期間**】設備20年以内、運転15年以内 【**うち据置期間**】5年以内

【**融資限度額（別枠）**】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【**金利**】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円）

※国民事業における利下げ限度額は、「マル経融資の金利引下げ」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で3,000万円となります

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

➡ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

商工中金による危機対応融資

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

4月中旬より制度適用開始（3月19日に受付開始）。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額】3億円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.11%→0.21%（利下げ限度額：1億円）

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※2020年3月19日以降に危機対応融資の要件を満たす事業者で、制度適用開始前に融資の実行を希望される方は、商工中金所定の利率によるつなぎ融資のご利用が可能です（制度適用開始後に借換）。

【お問合せ先】

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

※平日・休日9時00分～17時00分

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」若しくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」若しくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：（日本公庫）中小事業1億円、国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

マル経融資の金利引下げ (新型コロナウイルス対策マル経)

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。3月17日より制度適用開始。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年3月2日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で3,000万円となります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日の連絡先については、3ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】



平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785



土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）

：0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

生活衛生関係の事業者向け融資制度

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、生活衛生関係の事業者の皆様は以下の支援策をご活用いただくことが可能です。

融資

一般向け支援と同様に、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9引下げ

金利引下げなし

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少



特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

衛生環境激変対策特別貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利を▲0.9%引下げ、飲食店・喫茶店営業の方は別枠1,000万円、旅館業の方は別枠3,000万円で融資

また、小規模事業者※であれば、

生活衛生改善貸付

を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引下げることが可能。

※生活衛生同業組合の経営指導を受けることが条件

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

無利子・無担保融資

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した生活衛生関係営業を営む方に対し、融資枠別枠の制度を創設。担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。3月17日より制度適用開始。

【**融資対象**】生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【**資金の使いみち**】運転資金、設備資金（振興計画認定組合の組合員の方）

設備資金（振興計画認定組合の組合員以外の方）

【**担保**】無担保

【**貸付期間**】設備20年以内、運転15年以内 【**うち据置期間**】5年以内

【**融資限度額（別枠）**】6,000万円

【**金利**】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.36%→0.46%（利下げ限度額：3,000万円）

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「マル経融資の金利引き下げ」および「生活衛生改善貸付の金利引き下げ」との合計で3,000万円となります。

※令和2年3月2日時点、担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

➡ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：3,000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】 基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：[0120-154-505](tel:0120-154-505)

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部生衛・創業融資班：[098-941-1830](tel:098-941-1830)

➡ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：[0120-112476](tel:0120-112476)（国民生活事業）

：[0120-327790](tel:0120-327790)（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：[098-941-1795](tel:098-941-1795)

生活衛生改善貸付の金利引下げ (新型コロナウイルス対策衛経)

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

生活衛生改善貸付とは？

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。3月17日より制度適用開始。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年3月2日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「マル経融資の金利引下げ」および「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で3,000万円となります。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ **平日のご相談**

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

➡ **土日・祝日のご相談**

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

金融機関等への配慮要請

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して計4回要請を行いました。

3月6日の要請では、大臣名で事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うことなど、年度末の資金繰りに万全を期すよう、改めて配慮を要請しております。

どんな配慮を要請しているの？（※繰り返し要請している内容は省略）

政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

【当面の貸付業務について（2月7日）】

- ① 適時適切な貸出
- ② 返済猶予等の既往債務の条件変更
- ③ 企業の実績に応じた十分な対応
- ④ セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対して）

【年度末の繁忙期を控えて（2月28日）】

- ① 迅速かつ積極的に対応
- ② 個々の実情に応じた柔軟かつ積極的な対応
- ③ 顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明

【影響拡大を踏まえた資金繰り支援について（3月6日）】

- ① 全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと
- ② 赤字、債務超過等の形式でなく実情に最大限配慮すること

【経済産業大臣と政府系金融機関・信用保証協会連合会のトップとの面談（3月16日）】

大臣から政府系金融機関と信用保証協会連合会のトップに対して融資現場の実態把握を行い、最大限の対応を直接要請。

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、計4回要請を行っております。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：03-3501-1544

金融庁相談ダイヤル：0120-156811（フリーダイヤル）

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業（令和元年度補正予算3,600億円）において、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援します。

影響を受ける事業者への特例措置

①優先的な支援

ものづくり・商業・サービス補助、持続化補助、IT導入補助の採択審査において加点措置。

②申請要件緩和

ものづくり・商業・サービス補助において、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予。

③遡及適用

ものづくり・商業・サービス補助において、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象に。

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
(中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト)

<https://seisansei.smrj.go.jp>



なお、ポータルサイトでは、補助金に関する情報に加え、

①専門家による相談対応の案内

②支援ツール・サービス先進事例の紹介

③中小企業に関係する国の制度変更に関する周知

など、中小企業・小規模事業者の皆様役に役立つ情報を発信中です。
生産性向上に取り組まれる事業者の皆さまは、ぜひご確認ください。

【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】

中小企業基盤整備機構 企画部

生産性革命推進事業室：03-6459-0866

①ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。3月10日より公募開始。

基本情報

対象 : 中小企業・小規模事業者 等
補助上限 : 原則1,000万円
補助率 : 中小1/2 小規模2/3

想定される活用例

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

※加点には、サプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要

今後のスケジュール

公募開始 : 令和2年3月10日（火）17時～
電子申請受付 : 令和2年3月26日（木）17時～
応募締切 : 令和2年3月31日（火）17時（1次締切）

※1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年5月（2次）、8月（3次）、11月（4次）、令和3年2月（5次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）

ものづくり補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり・商業・サービス補助についてのお問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0326koubo20200310.html>

または、右のQRコードよりご確認ください。

電話番号 : 050-8880-4053

受付時間 : 10:00～12:00 / 13:00～17:00（土日祝日除く）



② 持続化補助

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。3月10日より公募開始。

基本情報

対象：小規模事業者 等

補助額：～50万円

補助率：2/3

想定される活用例

- ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべく、インターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
- ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

今後のスケジュール

公募開始：令和2年3月10日（火）18時～

電子申請：準備中

応募締切：令和2年3月31日（火）当日消印有効（1次締切）

※1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年6月（2次）、10月（3次）、2月（4次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）

持続化補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

または、右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：03-6670-2540



日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

または、右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：03-6447-2389



③ IT導入補助

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援。3月13日より公募開始。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者 等

補助額：30～450万円

補助率：1/2

想定される活用例

- ・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する

※加点には、在宅勤務制度（テレワークツール）の導入に取り組むことが必要

今後のスケジュール

公募開始：令和2年3月13日（金）15時～

電子申請受付：令和2年3月13日（金）15時～

公募締切：令和2年3月31日（火）17時（臨時分:1次締切）

※令和2年度内に、令和2年6月、9月、12月に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

IT導入補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【IT導入補助についてのお問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>

または右のQRコードよりご確認ください。



電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

下請取引配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、配慮を求める要請文を、業界団体等（約1,100団体）を通じて、親事業者に発出。※2月14日、3月10日の2回要請を実施。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上のしわ寄せ防止（2月14日）】

- ① サプライチェーンの毀損等を理由にして、通常支払われる対価より低い下請代金の設定を行わないこと。
- ② 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わないこと。
- ③ 下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

【納期や支払い等への一層の配慮（3月10日）】

- ① 納期に遅れる可能性に留意し、納期に関し柔軟な対応を行うこと。
- ② 原材料価格等の高騰及び短納期によるコスト増を踏まえ、適正なコスト負担を行うこと。
- ③ 下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、迅速な支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。
- ④ 発注の取消・変更を行う際には、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】

下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、業界団体を通じて要請。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上の適切な配慮】

① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、契約を変更する場合には、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと。

(適正な対応の例)

- 一方的に契約の変更を行うのではなく、変更の内容について、契約の相手方である個人事業主・フリーランスの同意を得た。
- 契約の変更に際し、当該変更によって新たに個人事業主・フリーランスに発生する費用を報酬額に上乗せした。
- 契約の変更（一部解除）に際し、既に個人事業主・フリーランスに発生している費用を負担した。

② 個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと。

③ 個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】

下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

官公需における配慮要請

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

官公需の発注にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、特段の配慮を行うよう、3月3日に各府省等へ配慮要請を発出。

どんな配慮を要請しているの？

① 柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払

中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、例えば翌年度にわたる納期の変更など、年度末等の納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、支払時期については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めること。

② 適切な予定価格の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うこと。

③ 各府省等の官公需相談窓口における相談対応

各府省等の官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応すること。

【お問合せ先】 各府省等の官公需相談窓口

以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kuni/sodan_ichiran.html



大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

下請Gメンによる実態把握

全国で120名の下請Gメンが中小企業を訪問し、取引上のお困りごとについてヒアリング。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、取引状況の変化やその影響など実態を把握し、政府の対策に活用。

どのように活用されるの？

例えば、ヒアリングを通じて、以下の様な声をいただいております。こうしたお声を、政府の対策の検討に活用しています。

■放送コンテンツ産業

「3月に予定していたイベントが全て中止、売上の目途が立たない。」

■産業機械製造業

「中国からの部品供給の停滞により、代替製造の依頼がある。なかには短納期の仕事もある上に、残業代を下請代金に上乗せしても、利益があがらない。」

■建設機械製造業

「人手不足の影響から少ない従業員で経営していたところ、今、従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患すると、工場の稼働を止めざるを得ず、倒産の危機に直面する可能性がある。」

また、ヒアリングにおいて、親事業者による買いたたきなど不当な行為を把握した場合には、下請法等に基づき、厳正に対処します。

上記はあくまで一例です。ヒアリングにご協力いただける場合は、下請Gメンヒアリング担当までご連絡ください。

【お問合せ先】各経済産業局 下請Gメンヒアリング担当

北海道	011-700-2251	中部	052-589-0170	四国	087-883-6423
東北	022-217-0417	近畿	06-6966-6037	九州	092-482-5450
関東	048-600-0324	中国	082-224-5745	沖縄	098-866-1755

または、中小企業庁 取引課 取引調査班 03-3501-3649

雇用調整助成金の特例措置

(3/10より更に要件緩和)

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】1年間で100日

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置①

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

【特例措置の内容】※⑤⑥は3/10より適用

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ②生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象に。
- ⑥過去に本助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象に。
イ 支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません。

詳細は、 **厚生労働省 雇用調整助成金** で検索

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



雇用調整助成金の特例措置

(自治体が活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域・期間)

更に、自治体の長が一定期間住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域（現時点では北海道）の事業主に対しては、その期間中、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規雇用・非正規雇用を問わず対象とした上で、助成率を上げます。

助成内容

【助成率】大企業2/3、中小企業4/5

【支給限度日数】1年間で100日

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置②

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。

【特例の対象となる事業者】

地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域に所在する事業主

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ②生産指標要件（売上高等10%減）は満たしたものと扱う。
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5に上げ。
- ⑥被保険者以外の労働者に対する休業手当が対象。
- ⑦雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象に。
- ⑧過去に本助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象に。
イ 支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません。

※下線部分が活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域で拡充される内容。

詳細は、 **厚生労働省 雇用調整助成金** で検索

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。 ※大企業、中小企業ともに同様

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター：0120-60-3999

詳細は、 新型コロナ 休暇支援 で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。



小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

【対象者】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

【一定の要件】

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日

※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

※制度の詳細については、追って公表させていただきます。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター：0120-60-3999

詳細は、 臨時休業 個人委託 で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。



個人向け緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化します。

■ 緊急小口資金

→ 一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限】

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内

【据置期間】1年以内 **【償還期限】**2年以内 **【貸付利子】**無利子

■ 総合支援資金（生活支援費）

→ 生活の立て直しが必要な方（主に失業された方）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内

※貸付期間は原則3月以内

【据置期間】1年以内 **【償還期限】**10年以内 **【貸付利子】**無利子

※総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。

【お問合せ先】

お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）

※多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



休業や労働時間変更への対応

新型コロナウイルス感染症に関連して、労働者を休ませる場合の措置や労働時間の考え方についてのQ & Aを厚生労働省でまとめてあります。

どんな情報が確認できるの？

感染防止に向けた柔軟な働き方

- ・テレワークの導入
- ・時差出勤の導入 など

労働者を休ませる場合に講ずべき措置（休業手当、特別休暇など）

- ・感染した方の休業や発熱などがある方の自主休業の手当
- ・年次休暇と病気休暇の取り扱い
- ・パートタイム／外国人等への適用 など

労働時間の減少や増加への対応（変形労働時間制、36協定の特別条項など）

- ・変形労働時間制の導入や変更、解約
- ・36協定の特別条項
- ・労働基準法第33条の適用 など

詳しくは、以下のQRコードまたは厚生労働省HPから「新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）」をご覧ください。

【お問合せ先】

厚生労働省：03-5253-1111（代表）

詳細は、 **新型コロナ Q&A** で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。



都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮

都道府県労働局及び労働基準監督署において、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底するよう、厚生労働大臣から事務次官に対して指示し、事務次官から依命通達を发出。

1. 中小企業等への配慮

労働施策基本方針における「その他の事情」には、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響も含まれることを明確化。

○労働施策基本方針（平成30年12月28日閣議決定）（抄）

（略）中小企業等における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮し中小企業等の立場に立った対応を行い、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に係る違反が認められた場合においても、当該中小企業等の事情を踏まえ、使用者に対し自主的な改善を促していく。

2. 労働基準法第33条の解釈の明確化

新型コロナウイルス対策のためのマスクの増産等について、労働基準法第33条第1項（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長）の対象となり得ることを明確化。

3. 1年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において、新型コロナウイルス感染症対策のため、当初の予定どおりに制度を実施することが企業の経営上著しく不相当と認められる場合には、特例的に、期間の途中であっても、労使協定を締結し直すこと等も可能であることを示した。

4. 36協定の特別条項の考え方の明確化

36協定届に繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症によるものであると明記されていなくとも、特別条項の理由として認められ得ることを明確化。

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談
窓口一覧または、右のQRコードよりご確認ください。



厚生年金保険料等の猶予制度

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。
詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



申請書類・手続等（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kou nen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>



税務申告・納付期限の延長

以下の税の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日（木）まで延長します。

	従来	延長後
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)
個人事業者の 消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日(火)	令和2年4月16日(木)
贈与税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても延長します。

	従来	延長後
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年4月21日(火)	令和2年5月15日(金)
個人事業者の 消費税 (及び地方消費税)	令和2年4月23日(木)	令和2年5月19日(火)

詳細は、 国税庁 で検索、または、

以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/kigenencho.htm>



国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

◆ 原則、**1年間猶予が認められます。**

(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)

◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。

◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



地方税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上の急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

電気・ガス料金の支払いについて

1. 支払期日の猶予

料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の支払猶予について、迅速かつ柔軟に対応できるよう、電気・ガス事業者に対し要請をいたしました。

(1) 措置内容

託送料金や小売経過措置料金（いずれも規制料金）について支払期日を1カ月繰り延べ、また、その後においてもその方の状況に応じて柔軟に対応すること。

※電力・ガスの自由化により、自由料金メニューを選ばれている方は御契約されている電気・ガス事業者にご相談ください。

(2) 特例措置の対象者

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた方であって、一時的に電気・ガス料金の支払いに困難を来している方。（30ページ参照）

※これらの貸付を受けようとする方についても対象とみなすなど柔軟な対応を要請しております。詳しくは、御契約されている電気・ガス事業者にご相談ください。

(3) 本特例措置の適用開始日

令和2年3月25日（水）

2. 支払延滞時の柔軟な対応

料金の支払い延滞による電気・ガスの供給の停止については、使用者の置かれた状況に配慮し、柔軟に対応できるよう、電気・ガス事業者に対し要請をいたしました。

【お問合せ先】

電気・ガス料金に関する具体的なご相談・お問い合わせは、御契約されている電気・ガス事業者にお願いいたします。

テレワークに関する情報提供

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。
テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。

1. テレワーク導入事例の紹介

テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。

○業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）

○持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）

これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。
テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。

① テレワーク情報サイト（総務省）

🔍 テレワーク情報サイト で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



② テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

🔍 テレワーク総合ポータルサイト で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



2. テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークに関する様々な相談に無償で対応しています。

平日9時～17時（土日祝日除く）

電話：0120-91-6479

メール：sodan@japan-telework.or.jp

テレワーク導入支援策

1. テレワークマネージャー派遣事業（総務省）

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、WEB及び電話によるコンサルティングを実施します。

【相談実施期間】2020年3月31日（火）まで

※新型コロナウイルス感染症対策として、本事業は、4月1日から
もWeb・電話相談を継続して実施予定です。

【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

詳細・応募方法は右のQRコードよりご確認ください。



2. 時間外労働等改善助成金特例コース（テレワークコース）（厚労省）

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、特例的なコースを新たに設け、3月9日（月）より申請の受付を開始しました。

詳細・申請方法は右のQRコードよりご確認ください。



3. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（21ページ参照）

4. 税制面での支援（少額減価償却資産の特例）

中小企業は、テレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）※についても、全額損金算入することが可能です。

※取得価額が30万円未満の設備に限ります。取得価額が30万円以上の設備を導入する場合には、「中小企業経営強化税制」がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。



中小企業税制パンフレットで検索、または右のQRコードよりご確認ください。※税制パンフレット22ページに記載しております。



現地進出企業・現地情報 及びジェトロ相談窓口

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

ジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介中。

① 操業再開に向けた中国の省市別支援策

省市別にご活用いただける支援策を紹介しています。

例えば、広東省政府は、企業の業務再開に向けた対応・支援策、雇用コスト・経営負担の低減策、政府支援の拡大等を打ち出しています。

② ビジネス短信の発信

ビジネス短信では、世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向などを発信。世界各地の新型コロナウイルス感染症関連情報をご確認いただけます。

③ 新型コロナウイルス関連相談窓口

ジェトロでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する相談窓口を設置しています。

平日9時～12時/13時～17時（土日祝日除く）
東京03-3582-5651

例えば、こんなご相談をいただいています。

- （１）新型コロナウイルスの感染流行による契約の不履行で不可抗力条項が適用できるか
- （２）中国政府による企業支援策と日系企業の利用可能性・手続きについて

詳細は、 ジェトロ で検索、または

以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>



輸出入手続きの緩和等について

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項を以下のとおりまとめました。

1. 輸入関連

輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で延長することの申請が可能です。【関税暫定措置法等】

2. 輸出関連

輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合

→令和2年6月30日までに履行期限が到来するものについては、一律、令和2年6月30日まで履行期限を延長します。【外為法】

なお、輸出入ともに、各国政府機関等により、ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等については、延長はできませんので、ご注意ください。

【お問合せ先】

本省貿易管理部、各経済産業局・通商事務所等

※連絡先は経済産業省HP特設ページ内の「輸出入手続きの緩和等に関する問合せ窓口」または右のQRコードよりご確認ください。



リンク集

Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。

A. 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。



[https://j-net21.smrj.go.jp/
support/tsdlje00000085bc.html](https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html)



Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。

A. 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/
attach/pdf/index-7.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-7.pdf)



Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。

A. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。



[https://www.jfc.go.jp/n/finance/
saftynet/covid_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)



[https://www.shokochukin.
co.jp/disaster/corona.html](https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html)



[https://www.zenshinhoren.or.jp/
model-case/keiei-shisho.html](https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html)

